

### 資料3 令和6年度 第1回学校教育に関するアンケート〈自由記述〉

#### 保護者からの意見

| 番号 | 保護者からの意見内容 (→学校の対応)   |
|----|---|
| 1  | <p>ポカリスエットをOKにしていますが、部活の前に塩分タブレットを食べることもOKにしてほしいです。</p> <p>→ 部活動では適宜休憩時間を取り、給水時間を設け、熱中症を予防しています。状況によっては、全員に塩分タブレット与え、タブレットを食べさせています。</p>  |
| 2  | <p>もう少し子供のたちの自主性を尊重した校則に変えてもよいのではと思います。<br/>子供たちへのアンケートに記名式のものもあるとか、本当の声が聞けているのか疑問です。</p> <p>→ 毎年、校則の見直しのために、生徒からの意見を聞き、職員会等で確認し、校則検討委員会を開き、学校、保護者、生徒の代表者が集まって検討します。<br/>授業の感想を書いたり、評価したりするものや個別に返答があるもの、対応しなければならないものには名前を書かせています。学校評価のように、生徒の名前が不要なものには書かせていません。</p>  |
| 3  | <p>学校アンケートの結果分析に関して、先生たちは自分たちへの評価が少し甘いのではと感じました。自校評価分析するからでしょうか。対象者間の評価のギャップがある項目は慎重に分析されてはと思います。</p> <p>→ 生徒、保護者、教職員の評価結果を真摯に受け止めて改善策を検討します。対象者間の評価に違いがあるときは、十分検討して実態把握に努めていきます。それぞれの評価結果から学校運営や教育課程・学習指導等の改善に努めていきます。</p>   |
| 4  | <p>いじめの定義とは何ですか。欠席したら認定ですか。今までの対応が違うので、不信感が消えていません。</p> <p>→ いじめ防止対策基本法3条にいじめの定義が規定されています。「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」となっています。学校では「いじめ対応小委員会」を開き、個々のケースごとに対応策を検討し対応しています。いじめは単に謝罪を持って、解消するのではなく、「いじめの行為が解消していること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」等の要件が満たされるよう経過観察しています。</p> |
| 5  | <p>校則についてですが、女子の前髪は眉毛まではOKだったはずですが、眉毛が見えるまで切らなければならないのですか。先生の中で基準が違うのも困ります。</p> <p>→ 「学校生活のきまり」には、「前髪は眉の下側にかからない。」となっています。教職員も基準を統一していますが、声掛けが間違っていたのであれば申し訳ありません。取り締まっているわけではないので、基準ギリギリでなく、誰が見ても大丈夫と言えるよう自主的に校則を守って、身だしなみが整えられればいいと思います。</p>  |